

令和6年度 第1回恵庭市環境審議会・産学金官作業部会 会議録

1. 日時 令和6年10月31日(木) 10:30～12:00

2. 会場 恵庭市民会館 大会議室

3. 会議次第

(1) 開 会

(2) 挨拶

(3) 議 事

①委員の交代について

②第14期環境審議会 会長選出

③産学金官の作業部会の委員の指名、及び会長選出

④審議事項

ア.「恵庭市の環境」令和5年度版(案)について

イ.「産学金官の作業部会の役割・審議内容(案)」について

⑤報告事項

ア.ゼロカーボン・ロードマップへの取組・経過報告について

(4) そ の 他

(5) 閉 会

4. 内容(会議録)

※この会議録は、ICレコーダーでの録音を要約筆記したものです。

(「(1)開催」～「(2)挨拶」までは略) 市長は挨拶後退席

事務局

続きまして早速議題①「委員の交代」について入らせていただきます。

今年度は委員の改選の年度のため、第14期環境審議会として委員の皆様就任いただき、委嘱状については郵送をさせていただいたところです。

本日は改選後初めての会議となりますので、委員の皆様におかれましては一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。

着席順に反時計回りの順でお願いいたします。

(委員挨拶)

ありがとうございました。続いて、事務局から自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

続きまして議題②「第 14 期環境審議会の会長選出」に移ります。

恵庭市環境基本条例第 27 条第 1 項の規定により会長および副会長は委員の互選によって選任することとなっておりますが、どなたかご意見があればご意見を、ご意見なければ事務局案を提案しますが、どなたかご意見はございますでしょうか。

A 委員

私の方から僭越ではございますけれども推薦をしたいと思います。

会長職につきましては前期に引き続きまして、環境審議会での経験とか知識豊富な B 委員が適任と考えますが、いかがでしょうか。

事務局

ただいま A 委員から経験知識ともに豊富であり、長年にわたり本審議会の委員を務められた B 委員を推薦したいとのご意見がございました。

なお B 委員は第 10 期、第 11 期では副会長、第 13 期では会長を務められた経験もございます。

異議などがなければ拍手で承認願います。

(拍手)

それでは会長に B 委員が選任されました、改めてよろしくお願いします。

続きまして副会長の選任に移ります。

副会長につきましても先ほどご説明した通り委員の互選によって選任することとなっております、どなたかご意見はございますでしょうか。

A 委員

副会長の職につきましても、前期に引き続きまして様々な環境への対策や課題に取り組んでいらっしゃいます事業者の C 委員が適任と考えますが、いかがでしょうか。

事務局

ただいま A 委員より C 委員を副会長に推薦したいとのご意見がございました。

お話にありました通り、当該事業者様の環境への取り組みは多岐にわたり、積極的な環境対策と事業の充実をされております。

なお、C 委員は第 13 期で副会長を務められた経験もございます。

ご異論などがなければ拍手で承認願います

(拍手)

ありがとうございます。

それでは会長におかれましては会長席にご移動いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

ありがとうございました。

次に、議題③、産学金官の作業部会の委員の指名、および会長の選出に移りたいと思います。

この産学金官作業部会につきましては、令和5年度中の審議会にて、設置および人選についてご審議とご承認をいただいたところではありますが、環境基本条例第29条2項に基づき、部会の委員は会長が指名することとなっております。

令和5年度中に、部会には臨時委員の皆様および本審から代表して1名程度を委員として想定していることでお伝えしたところではありますが、改めて会長より部会委員の指名をいただきたいと思います。

会長

それでは私より産学金官作業部会の委員について指名をさせていただきたいと存じます。

別紙の委員名簿をご覧ください。

第13期審議会での審議内容を基に、産学金官作業部会の委員は、恵庭市環境審議会の臨時委員の皆様と本審からの代表として、C委員を指名したいと存じますが、いかがでしょうか。

事務局

ただいま会長より産学金官作業部会委員について指名がありましたが、特段のご意見がなければ会長のご指名の通り進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

引き続き部会長につきましては環境基本条例第29条3項の規定により、部会に属する委員の互選となっております。

先ほどの本審議会の会長、副会長の選任と同じ流れで行いたいと考えております。

部会員の皆様の中でどなたかご意見があればご意見をなければ事務局案を提案いたしますがどなたかご意見はございますでしょうか。

D委員

特段の意見はないので事務局一任でお任せしたいと思います。

事務局

ただいまD委員よりご意見をいただきましたが、新しく立ち上がった会で初めての顔合わせする状態ですので互選も難しいかと思われます。

もし部会に指名されている他の皆様も同じご意見であれば事務局案を提案したいと思います。よろしいでしょうか。

(部会委員より意見なし)

それでは事務局案として本審と部会の連携などの観点から双方を兼任されているC委員に部会長をお願いしたいと思いますが、異論がなければ拍手で承認をお願いします。

(拍手)

ありがとうございます。

なお、条例などで特段の取り決めを行っていない事項となりますが、副部会長の設置について事務局より提案させていただきたいと思います。

理由といたしましては、会長は全体の取りまとめと、本審と部会の連携を中心とした役割をお願いし、副部会長には部会長のサポートや専門的な知見から、具体の議論の中心となる役割をお願いすることで、部会の機能をより充実したいという目的がございます。

副部会長を選出することとしてよろしいか、また、副部会長も本来互選により選任が望ましいところでございますが、先ほどのご意見も踏まえまして副部会長も事務局案としてよろしいか、部会の皆様からのご意見はございますでしょうか。

(部会委員より意見なし)

特にないようですので、事務局案として、副部会長についてはゼロカーボンに関する専門家であるE委員にぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

なおE委員におかれましては現在、大学でシステム理化学の教授を務められており、室蘭市でも有識者として地球温暖化に関する協議会委員を務められております。事務局にご異論がなければ拍手で承認をお願いします。

(拍手)

ありがとうございます、それでは部会長におかれましては一言ご挨拶をお願いいたします。

(部会長挨拶)

ありがとうございました。

ここで若干お時間をいただきまして環境審議会についてご説明いたします。

環境審議会は環境基本条例の規定により委員は12名以内とします。

任期は2年とし、再任を妨げないこととしております。

審議会の調査審議事項は環境基本計画に関すること、水道水源保全地域の指定および排水基準に関すること、この他に環境の保全および創造に関する基本的事項について市長の諮問に応じて調査審議することとなっております。

また審議会は会長が招集し、会長が議長となります。

なお、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができないこととなっております、以上が環境審議会の内容となっております。

次に先ほど会長による委員の指名、部会長、副部会長の選出も行われた産学金官作業部会についてですが、こちらも環境基本条例の各条項の規定により、臨時委員の委嘱、部会の設置、会長の選出について定められているところであります。

後ほどの議題で改めて作業部会の役割、本審の審議事項との連携についてご説明いたします。

次に本日の資料を確認させていただきます。

まずは委員名簿、審議会次第、資料1「恵庭市の環境 令和5年度版(案)」、資料2「産学金官の作業部会の役割・審議内容(案)」、資料3「ゼロカーボン・ロードマップへの取組・経過報告について」の5点です。

これらの資料は事務局から事前にデータをお送りしております。

本日データでの持ち込みが難しいと事前にご連絡いただいた委員の皆様には席上に印刷したものをご用意しておりますが、資料が足りないなどがありましたら挙手の上、お知らせ願います。

(全委員不足なし)

大丈夫でしょうか。

それでは以降議事の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。

会長

本日は委員各位におかれましては、ご多忙のところ本審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は審議事項が2件、報告事項が1件ございます。

なお本日の審議会は、恵庭市附属機関等の設置等に関する取り扱い要綱第8条の規定により公開としますことをお伝えいたします。

なお議事の進め方についてですが、議案ごとに事務局からの説明に対して意見や質疑をいただきたいと存じます。

それでは議題④の各審議事項に入らせていただきます。

まず審議事項のア、「恵庭市の環境」令和５年度版案について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

ただいまの事務局からの説明に関し、ご質問あるいはご意見はございませんでしょうか？

A委員 事前に資料をいただきましたので、確認した中でいくつかお伺いします。
まず２ページ目、自然公園指導員が以前はいましたが、現在いないというお話ですけれどもこれはどういった理由でいなくなったのか、設置がいない状態になったのかについて教えていただけますか。

事務局 自然公園指導員につきましては、国からの依頼で道が指名を行ってしまして、今回は指名がなかったということで、現在恵庭市ではいないという状況です。

A委員 恵庭市からは道にその件で問い合わせはしないのですか。

事務局 特に行っておりません。
自然公園は恵庭市でも本当にごく一部ですので、そういった全体的な判断があったのかなと考えております。

A委員 何か理由があったのかなと思ひまして、北海道が主導であれば、確認等をした方がいいのかなと思ってお伺いしました。
次に１０ページ目の自動車騒音関係ですが、２件が環境基準を達成してなかったというデータのようなのですがその２件に対しては何か対策を行っていますか。

事務局 面的評価の中で計算した結果、２件が挙がっていますが、例えば夜間早朝の時間帯の一時的なものですとか、大型車の通行や通行量の関係で平均速度が高めだったとか、車体からの距離といった理由で若干一時的にはオーバーしています。
全体として見たときには環境基準として特に問題ないという判断となりますので、特にその２件に対しての対応は考えておりません。
特にその２件からも苦情などは来ておりません。

- A委員 分かりました。
- 次に 12 ページ目の悪臭調査ですが、令和 5 年度中に 1 回実施し、1 箇所で基準超過となった件ですが、令和 2 年度の改善計画の実施中との事でしょうか。
- 事務局 令和 2 年度の改善計画は令和 5 年度に一度終了しており、その結果を踏まえて昨年度に調査しています。
- その結果、1 箇所超過という形のため、再度改善計画を提出していただいています。改善計画はハード面とソフト面がありますが、ハード面については既に終了しておりまして、プラスアルファで改善計画に記載していない内容も実施している状況です。
- また、ソフト面につきましては、当該事業者が受け入れるもの（原料）をどうするかという話ですが、そちらも対策は既に進められていますので、今年の 2 月に提出いただいた改善計画も十分進んでいるとして、今年秋に再度調査を実施し、現在結果待ちの状態です。
- A委員 状況についてももう少し詳細に書いていただければなお良かったと思いますが、分かりました。
- 次に 22 ページから 23 ページの河川調査の結果についてですが、その中で大腸菌が一時的に微増したデータについて、A 類型相当と記載がありますが、巻末資料を見ると B 類型のラインを一時的に超えている月もあるため、表現がどうかと思うのですが。
- 事務局 大腸菌につきましては、雪解け水や動物の糞尿などの要因でも一時的に上がることです。
- それがずっと続くのであれば確かに基準を満たしてない可能性も考えられますが、トータルで見たときには日々基準を満たしているという考え方です。
- 確かに一時的には上回っている状態のため、その部分につきましては表現を改めたいと思います。
- A委員 分かりました。
- それから 32 ページのエゾシカについてですが、個体数の増加が課題になっていると前回の審議会（令和 5 年度第 2 回環境審議会）の中でもあったかと思いますが、課題で終わるのではなく具体的にどういう取り組みがいいのかという検討も必要かと思います。
- そういう段階にはまだ至っていないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 大きくは農業被害と生活環境被害と分かれており、農業被害は深刻な状況で今現在も毎年対策として駆除を行っている状況であります。

その他では森林管理署が主体となった対策や、演習場内は関係機関との連携で対策を行っていると同っております。

生活環境被害の方につきましては今のところ稀に発生する交通事故以外がないことから、鳥獣保護法上の制約もあり市街地のシカを何も理由もなく駆除するのは難しい状況です。

ただ、確かにモニタリング調査では郊外の牧場周辺にかなりの数のシカがいるとも聞いております。

どのような方策がいいのかは、現在、専門業者へ相談しているところですので、徐々に対策を具体にしていくことを考えています。

A 委員 分かりました。

42 ページの鮭の（稚魚）放流ですが、環境教育の一環として放流しているとのことですが、何匹くらい放流してそのうちどれくらい戻ってきているかなど、何か情報があれば教えていただきたいのですが。

事務局 実施している学校や、河川管理者に確認します。

会長 その他にご意見等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、私の方から一点事務局の方に確認したいのですが。

建築の断熱基準について義務化されるようになりますが、恵庭市における新築の場合と既存建物の断熱改修の動きで何か情報がありましたら事務局から紹介していただければと思います。

事務局 2022 年に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の改正があり、それに基づきまして建築物省エネ法も改正されました。

2025 年より今まで説明義務だけであった 300 平方メートル未満の住宅も含めて原則全ての建築物の省エネの基準適合が義務付けられたという状況でありますので、建築確認の際には省エネの適合判定を受けるか、または断熱材などの主要規定を満たす必要が出てくることとなりました。

市の確認の窓口もそれに従った対応になると聞いております。

ただし、現状でもハウスメーカーの住宅は既に省エネ基準を満たしているということですので、来年度から何か新規住宅で大きく変わるということはないのかなと思われれます。

既存住宅については今後の課題になってくるかなと思いますが、なかなか投資の話なので難しい部分もあると感じております。

ただ、国土交通省の方では 2030 年には ZEH 基準を水準とすることを目指しているという状況でもありますので、今後はどんどん厳しくなる方向になっていくと想定しております。

会長

どうもありがとうございます。

実際には、日本の現在の断熱基準はかなり緩いのでご説明があった通りだと思います。

やはり課題は既存建物の断熱化をどう進めていくかという意識づけですね。

現在、耐震の方では予算づけを行っているようですが、せっかく工事をするなら断熱と耐震を一緒に行えばいいわけで、それも含めてやったらどうかなとは思っております。

もう一点、こちらは専門外なので非常に曖昧な質問になりますけども、恵庭市の水は大変きれいだと思いますが、実際に PFAS の関係は何か実測をしたことはあるのでしょうか、わかればお伺いしたいと思います。

事務局

河川の水質調査は環境部門で行っておりますが、PFAS、PFOS については実施していません。

ただし、水道に関する部門では、水道水に関する水質管理という点で、石狩東部広域水道企業団の浄水場において、浄水前と浄水後の水道水において測定しており、本市の水道部においても年 1 回、市内の 2 ヶ所で水道水から直接採取して、PFAS の測定はしております。

結果につきましては、暫定ですが 50 ナノグラム/リットルという目標値がありますが、測定下限値を下回っている状況となっています。

A 委員

例えば自衛隊基地の専用水道では PFAS や PFOS のデータがすごく重要になると思いますが、その測定を行っているかあるいは、情報が恵庭市に入ってきているか、それがもしわかれば教えてほしいです。

事務局

自衛隊からは特に情報は入ってきておりません。

千歳川水系の水質保全連絡会議でも測定のタイミングなどについては、今年度の協議会でも初めて出てきた状況ですので今後の議論次第となりますが、協議会での議論を見守っていきたいと考えております。

A 委員

泡消火剤や、撥水加工、防水加工などで、有機フッ素化合物が結構使われているのが実態で、全国的に今色々な調査をやっていて環境の話題の中心になっていますが、基準値は現在なく水質管理目標設定の項目なので、それを基準項目にしようという話があります。

日本では50ナノグラム/リットルなのが、アメリカでは今現在4ナノグラム/リットルなので、基準値がその辺の数字になったときにちょっと心配な部分があります。

会長

どうもありがとうございます、その他にございませんでしょうか。

それでは次に移りたいと存じます。

次の審議事項イ、「産学金官の作業部会の役割・審議内容（案）」について事務局より説明をお願いします。

（事務局説明）

ただいま事務局からの説明に対して、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

A委員

前回の審議会の中でも議論しましたが、この審議会の部会の中に作業部会を設けることに対しては特に問題ないのですが、内容のA、B、Cを見たときに、Bはわかるのですが、部会としてある程度独立したものとしているのか、それとも恵庭市と一体になって取り組みを行う部会になるのか。

当然、専門的な提言をしてもらうのは審議会では無理なので、より専門の方に集まってもらって、色々なことを調査、提言してもらうのは問題ないと思うのですが、ここに書いてある中身で、市と一体になってというのがすごく気になる部分です。どういう経緯で作業部会がこの役割になったのかももう一度お伺いしたいです。

事務局

基本的には審議会と同様で、市長へ諮問のあった内容について専門的な知見で審議していただくのが主な役割です。

ただ、折角色々な団体の方が集まっているというところもありますので、情報発信的な役割も期待しているところではあります。

審議会などの内容はホームページで色々公開していますが、基本的に広がらないところですので、各団体の方が各業界に広めていただき、少しでも多くの市民の方、事業者の方に参加していただくという部分も期待しています。

A委員

「作業」という言葉は適切なのかなというのがずっと気になっています。

審議会があってそこに部会を設置することの意味はわかります。

専門的な形の中で部会を開催し、より深く審議していただくと単純にそういう風には思っていました。

その中で、市が関わって一緒になって情報発信をやること自体が、先ほど言ったように、附属機関として独立しているのか同じ立場なのか、独立というか、ある程度距離を置いた形をイメージしていたものですから。

- 事務局 作業部会は審議としては独立していますが、情報発信の役割もお願いしたいと思います。
- A 委員 部会自体を反対しているわけではなく、内容かなと思ったのです。
具体的な内容をどのようにして部会としてやって、その専門性を高めた形で提言してもらってとなった時、部会があることによって審議会で出てきた案を反映できなくなるという懸念があったのですが、そういうことでもないのですね。
- 事務局 部会では大学の先生や、専門の方々など色々な事業を実際にやられたりしている中でアドバイスやサポートのもとで案を作っていただくのですが、そこに色々な立場の方から更に色々な目線で審査していただければ良いのかなと考えております。
- F 委員 A 委員の質問と重なる部分があるかも知れませんが、この作業部会での話は中身を考えるのは作業部会の方たちのみで、その考えてくださった案をいただいて意見があれば、そこに例えば地域の意見を入れるようなことも可能でしょうか。
- 事務局 部会の方で考えていた案に審議会でもご意見をいただき、もちろんそこに修正や色々な変更が加わりますので、最終的には審議会としての考え方となります。
- F 委員 もう 1 つ、インセンティブシステムについて、仕組みがよく分からない部分があるので、お伺いします。
- 事務局 インセンティブシステムにつきましては、市民の方が温室効果ガス削減の取り組みに参加して、継続して取り組むメリットが感じられないと、行動に移しにくいのではという考え方がありましたので、削減行動に対しての動機付け、報酬的なものを考えています。
- F 委員 それは、北海道のゼロチャレアプリとは別に、独自で行うのですか。
北海道のアプリの登録率が低いと聞いていまして、インセンティブがなく見える化のみなので。
- 事務局 北海道のアプリも引き続き登録、利用を推奨しますが、やはりアプリを改めて入れてもらい、何もしないに協力してもらうのはちょっと厳しいのではという話もありましたので、入力継続や削減に対して、えにポの付与や独自のインセンティブを考えている状況です。

F 委員 北海道のアプリも使ってみたのですが、見えるのが量のみでその後続くものがなかったの、そこを何とか継続してもらえよう、多くの人が参加してもらえようことを考えられているということで分かりました。

会長 他にご意見はありませんか。
特にご意見がないようですので、議事の④審議事項についてはこれで終了とさせていただきます。
続きまして議事⑤の報告事項、ア、「ゼロカーボン・ロードマップへの取組・経過報告」について事務局よりご説明をお願いします。

(事務局説明)

ただいま事務局からの説明に対して、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

F 委員 調査からポイント制度が有効とのことですが、そのポイントは何に使えることを想定されていますか。
お金と同様に使えるものなのか、えにポのように協力店での買い物の時にプラスで何かもらえるのか等、具体的に決まっていたら伺いたいです。

事務局 現在その制度設計を行っておりまして、えにポとプラスアルファで何がいいのか、まさしく今検討しているところですが、内容が確定していませんので、現在具体的なものをお答えできない状況です。

F 委員 一つ意見があります、現在えにポでは特に環境に配慮したものを購入できる仕組みではないので、例えば恵庭の商店の中で環境に配慮したものに組み入れているお店で使えて、商品もそういったものを購入できるようなポイントの使い道も検討されてはいかがでしょうか。

事務局 理想型としてはそこに最終的に行き着くのが良いと考えております。
現在、えにポが使えるお店は飲食店が多いので、現実的には既存の状況との兼ね合いも考えていくこととなります。
すぐに理想形の形にすることは難しいと考えていますが、将来的には市内循環して生活環境に配慮したような利用に繋がっていくことを目指していきたいです。

会長 最近は皆スマホを持っているので、そこにためて使えるようにするなど、使いやすい制度でなければ、ポイントがたまって使ってもらえないので、ご検討をお願いします。

その他に質問や意見はございませんでしょうか。

ないようですので、報告事項についてはこれで終了といたします。

最後に次第の（４）その他、として全体を通して委員の皆さんからご質問ご意見はございませんでしょうか。

G委員

環境基準についての補足ですが、環境行政でよく出る言葉で、環境基準と規制基準という二つがありますが、長期に渡り環境にとって望ましい目標値のことを環境基準と呼んでいます。

規制基準は、環境基準を達成するために例えば工場などに守りなさいよという環境基準を達成するための基準です。

環境基準は長期スパンで見ているので、一時的に数値が高くても、それが直ちに悪いことじゃないという位置付けです。

規制基準は工場などに守りなさいという義務が課せられておりますので、規制基準を超えた場合は法律を守るように改善を行ってもらおうという違いがありますので、参考までにお伝えいたします。

特に水についてですが、100年ぐらいの単位、つまりその方が一生その水を飲み続けた場合に病気や発がん性があるかというものです。

もう一つ、話題に上りました PFAS の件ですが、これは道のホームページでも公開しているのですが、家庭では大変縁遠い物質です。

有機フッ素化合物については種類が多数あり、この中で巷の話題になっている PFAS というのは、1万種類以上あります。

その PFAS の中で最近特にスポットが当たっているのが PFOS であるとか、PFOA と言われています。

冒頭に家庭で縁遠いと申ししたのは、まず住宅用の消火器や、ホームセンターで売っている業務用の消火器にはこの PFAS は入っていないものがほとんどです。

フライパンや、撥水スプレーにもフッ素が使われていますが、これも PFAS ではありません。

ですから普通の家庭の生活では縁遠い物質であることを参考に申し上げたいと思います、以上です。

会長

ありがとうございます、その他に質問や意見はございませんでしょうか。

F委員

近隣市では、千歳市や苫小牧市がゼロカーボン支援コンサルティング事業という市内の中小企業者を対象に、コンサルティング支援を行うというものが始まったと聞いています。

中小企業で独自にやるのが難しいところへの事業・支援の予定はありますか。

事務局 昨年に、(株)北洋銀行と(株)ゼロボードとの３者で連携協定を結んでおります。
温室効果ガスの算出に関する市の支援、金融機関さんも入っていますのでコンサルティング的なところも必要であればできるような体制は作っております。
まだ市内事業者全体には情報が行きわたっていませんが、恵庭商工会議所とも連携を結んでいますので、情報発信を進めていき、何かしたいと思っている事業者に対しては、相談に乗れるように少しずつしていきたいなと思っております。

会長 他に質問や意見はございませんでしょうか。

F 委員 千歳市の環境課さんと市民団体が共同で、市内の子供達に授業としてエコってどういうことなのだろう、というテーマで出前授業を行っていて、今週の日曜日にその団体さんと私達の市民団体が、共催で市民に向けたエコな出前授業とゴミ拾いを行うというイベントを予定しています。
恵庭市の廃棄物管理課さんとまちづくりチャレンジ共同事業という形で実施しますので、この場をお借りして、そのご案内をお配りさせていただけたらと思います。
専門的な話というよりは、市民の方、子供達に向けて、本当にゼロからの説明で、何から取り組んでいいのか分からないというところを解決するきっかけにしたいだけだと思います。

会長 恵庭市では何か類似した事業は行っていますか。

事務局 今年９月８日に「環境・エネルギー展」を行いまして、工作教室として子ども達に何か環境に時間を使ってもらおうということで、体験型のものを実施しました。

会長 それでは大体予定の時間になってまいりましたが、特に他にございませんか。
なければ本日の議事を終了といたします。
委員の皆様におかれましては大変ご協力ありがとうございました。
それでは事務局にお返しします。

事務局 会長、議事の進行ありがとうございました。
それでは本日の議事は全て終了となります。
会長並びに委員の皆様におかれましては長時間に渡り、誠にありがとうございました。
これもちまして、令和６年度第１回恵庭市環境審議会を終了させていただきます。

以 上